

【再診の患者の皆様へ】

長野県立信州医療センター院長

## 電話を用いた診療・処方について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、電話による診療及び処方箋の発行を再開します。当院での電話診療による取り扱いは以下のとおりとなります。



### 1 電話診療の対象となる患者さん

当院において定期的に診療・処方を受けている方（再診の患者さん）が対象となります。

初めて当院に受診される方、医師が対面での診療が必要と認める方（自己注射や在宅酸素など）は対象となりませんのでご了承ください。



### 2 お薬の処方について

基本的に慢性疾患等により定期的に処方しているお薬、院外処方のお薬が対象となります。

医師の判断により、これまで処方されていない医薬品が処方される場合があります。



### 3 電話による診療の流れ

再診の患者さんで電話による診療を希望される方は、以下の方法により電話連絡してください。なお、あらかじめお薬を受け取る「かかりつけ薬局」を決めておいてください。また前回来院後に保険証の内容が変更となっている場合はお申し出ください。

#### (1) 電話による診療・処方の受付時間

内服薬の残量に余裕があるうち（外来予約日の1週間程度前の担当医師の外来日）に電話をしてください。時間帯は平日9時～13時をお願いします。時間外は対応することができませんのでご了承ください。

#### (2) 電話番号

長野県立信州医療センター TEL 026-245-1650（代表）

まず「電話による処方箋発行希望」、「受診している診療科名」を伝えてください。

#### (3) 当院からお話する内容

診療科から処方箋発行に必要な情報をお伺いしますので、回答してください。

検査が必要であるときなど、患者さんの状況により来院が必要な場合があります。

病院へのお支払いについてのご案内があります。

#### (4) 特養などの施設からの依頼について

別途近隣施設あてにご案内した方法によりご依頼ください。

